

秋の全国交通安全運動

令和7年
9/21(日)～9/30(火)

しっかりと まもるルールで ねがう安全



- ・道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう
- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材やライトを活用しましょう

・ながらスマホや飲酒運転はやめましょう

・夕暮れ時の早めのライト点灯・ハイビームの積極的活用を！



- ・自転車・特定小型原動機付自転車も車両です。
- ・交通ルールを守り、乗車時はヘルメットを着用しましょう



◀自転車の
交通ルール
に関する
動画はこちら

玩具と称した真正拳銃の回収

この玩具拳銃は、ゲームの景品として国内に流通していましたが、この度、真正拳銃と同様の発射機能を有している事が確認されました。

この拳銃を輸入・所持・販売することは違法です。



回収期間
R7.12.31まで

広報紙

波佐駐在所だより



(発行)

波佐駐在所

電話：浜田警察署

0855-22-0110



お持ちの方は、速やかに警察署に届け出てください！

～島根県警察採用試験情報～

【NEW】

警察事務(障がい者対象)採用試験 申込受付開始!

受付期間：8月25日(月)～9月24日(水)

○第1次試験日 11月 2日(日)

○第1次合格発表 11月12日(水)



採用に関する問い合わせ

○島根県警察本部

0852-26-0110

○島根県警察ホームページ

(二次元コード)



SP_KOUHOU



島根県警の活動を
配信中！



【お知らせ】 信号機の定周期化について



終日定周期運用とは？

夜間の交通閑散時(午後9時から午前6時など)には、閃光運用(点滅)している定周期信号機がありますが、これを閃光運用することなく、終日定周期運用とする取り組みです。

現行(例)

6:00～22:00 定周期運用
22:00～6:00 閃光運用

変更後



0:00～24:00定周期運用



信号機の終日定周期運用の 取り組みを進めている理由

夜間の閃光(点滅)運用中に、横断歩道を横断中の歩行者(歩行者用信号機が消えている状態)が、自動車と衝突する重傷事故が発生しており、こうした事故を防ぐため、終日定周期運用に変更する取り組みを進めています。

〔目的〕

- 1、歩行者を信号に従って横断させ、より安全な横断を確保する。
- 2、信号待ち停止時間を設け、夜間の高速走行を抑止する。



**令和8年1月から国道9号線上の信号機
を終日定周期運用へ順次変更します。**

運用変更により夜間、早朝に信号待ち時間が生じますが、歩行者が被害となる重大事故の発生を抑止するためですので、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ
浜田警察署交通課交通規制係
Tel 0855-22-0110